

東京都合気道連盟規約

第1章 総 則

第1条 (名称)

本連盟は、東京都合気道連盟と称する。

第2条 (事務局)

本連盟は、事務局を東京都新宿区若松町17番18号公益財団法人合気会内に置く。

第2章 構 成

第3条 (構成)

本連盟は、公益財団法人合気会に登録され東京都内で活動する合気道団体で、本連盟に加盟したものをもって構成する。

第4条 (加盟および脱退)

本連盟への加盟および脱退は、別に定める手続きにより、本連盟に申請することを要する。

第5条 (全日本合気道連盟への加盟)

本連盟は、全日本合気道連盟に加盟し東京都の合気道団体を総括する唯一の団体とする。

第3章 目的および事業

第6条 (目的)

本連盟は、東京都における合気道の普及と振興を推進して都民の心身の健全な発展に寄与し、併せて会員相互の融和と親睦を図ることを目的とする。

第7条 (事業)

本連盟は、第6条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 演武会および講習会
- (2) 加盟合気道団体の行う事業に対する後援
- (3) 全日本合気道連盟、(公財)東京都スポーツ協会および教育委員会等関係機関・団体の行う事業に対する協力
- (4) 合気道に関する調査、研究および出版
- (5) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第4章 役 員

第8条 (会長および副会長の選任)

1. 本連盟には次の役員を置くことができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内

2. 会長および副会長は、理事会の推薦により推戴する。また会長は副会長を指名することができる。

第9条 (理事長、副理事長、理事、監事およびその選任)

1. 本連盟には次の役員を置く。
 - (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 5名以内
 - (3) 理事 10名以上20名以内(公益財団法人合気会からその推薦によるもの4名以内を含む。)
 - (4) 監事 3名以内(公益財団法人合気会からその推薦によるもの1名以内を含む)。
2. 理事長は、理事会が理事の中から選任し、副理事長は理事長が理事の中から指名し理事会の承認を得る。
3. 理事および監事は、評議員会が選任する。

第10条 (役員の任務)

1. 会長は、本連盟を総括し、これを代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
3. 理事長は、本連盟の業務を統轄し、これを執行する。また会長および副会長が空席のときは、その職務を代行する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
5. 理事は、理事会を組織し、本連盟の業務を審議し、これを遂行する。
6. 監事は、本連盟の会計を監査する。

第11条 (役員の任期)

1. 役員の任期は3年とし、その就任の条件については別に細則で定める。
2. 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を遂行する。

第5章 名誉会長、相談役等

第12条 (名誉会長、相談役等)

1. 本連盟に、名誉会長、顧問、相談役および参与を置くことができる。
2. 名誉会長、顧問、相談役および参与は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
3. 名誉会長は、本連盟の最高名誉職とする。
4. 顧問および相談役は、必要な事項について会長および理事長の諮問に応ずる。
5. 顧問、相談役および参与は、本連盟の事業に参画する。
6. 名誉会長、顧問、相談役および参与の委嘱期間は、委嘱者の任期に従う。ただし、特に期間を限定しないことができる。

第6章 会 議

第13条 (会議の種類)

1. 本連盟の会議は、評議員会、理事会および正副理事長会とする。
2. 会議は関係者の招集に代えて書面又は、インターネット等を介した議決も行うことができる。

第14条 (評議員会の構成)

1. 評議員会は、本連盟の加盟合気道団体ごとに1名の代表者(以下「評議員」という。)をもって構成する。
2. 評議員は、各自一個の議決権を有するものとする。

第15条（評議員の招集）

1. 評議員会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、または理事若しくは評議員の現在数の3分の1以上から会議の目的を示して請求があったときは、理事長は臨時に評議員会を招集する。
2. 評議員会の議長は理事長とする。

第16条（評議員会の議決事項）

評議員会は、本規約に別に定めのあるもののほか、次の事項を議決する。

- （1）事業計画および収支予算
- （2）事業報告および収支決算
- （3）規約の変更
- （4）その他本連盟の運営上重要な事項

第17条（評議員会の議決方法）

1. 評議員会は、評議員の現在数の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき、あらかじめ書面をもって意思を表示した者は出席者とみなす。
2. 評議員会の議決は、本規約に別に定めのある場合のほか、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第18条（理事会の招集）

1. 理事会は、理事長が必要と認めた場合、または理事の現在数の3分の1以上から会議の目的を示して請求があったときに、理事長が招集する。
2. 理事会の議長は理事長とする。

第19条（理事会の議決事項）

理事会は、本規約に別に定めのあるもののほか、次の事項を議決する。

- （1）本連盟への加盟および脱退に関する事項
- （2）評議員会に付議すべき事項
- （3）評議員会の議決した事項の執行に関する事項
- （4）その他本連盟の業務の執行に関する事項

第20条（理事会の議決方法）

理事会の議決については、本規約第17条の規定を準用する。この場合において、第17条中の「評議員会」および「評議員」とあるのは、これを「理事会」および「理事」と読み替える。

第21条（会議の議事録）

評議員会並びに理事会には議事録を作成し、議長および議長が出席者の中から指名した者2名が署名捺印し、これを保存するものとする。

第7章 会 計

第22条（経費）

1. 本連盟の経費は、連盟会費並びに寄付金およびその他の収入をもってこれに充てる。
2. 前項の連盟会費については、別にこれを定める。

第23条（会計年度）

本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 段 位

第24条（段位）

本連盟の加盟合気道団体に所属する者の段位については、合気道道主により許可され、公益財団法人合気会に登録された段位による。

第9章 義務および罰則

第25条（義務）

1. 本連盟の加盟団体は、本規約第7条に定める事業への協力、第22条に定める連盟会費の納付、その他本規約並びに理事会の決議を遵守しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
2. 前項の事情がある場合には速やかに本連盟事務局に連絡しなければならない。

第26条（罰則）

本連盟の加盟団体が前条の義務に著しく違反し、または本連盟の名誉を著しく傷つけ、若しくは本連盟の利益を著しく害したときは理事会の決議により、本連盟は相応の勧告または除名をすることができる。

第10章 規約の改正

第27条（規約の改正）

本規約は、理事の現在数および評議員の現在数のそれぞれ3分の2以上の同意をもって改正することができる。

第11章 細則および附則

第28条（規約の細則）

本規約に関する細則は、理事会の議決をもって別にこれを定める。

第29条（附則）

1. 本規約は昭和59年11月25日より実施する。
2. 本規約は平成10年2月25日一部改正のうえ即日実施する。
3. 本規約は平成12年5月17日一部改正のうえ即日実施する。
4. 本規約は平成14年4月13日一部改正のうえ即日実施する。
5. 本規約は平成18年4月8日一部改正のうえ即日実施する。
6. 本規約は平成23年4月16日一部改正のうえ即日実施する。
7. 本規約は平成24年4月14日一部改正のうえ即日実施する。
8. 本規約は平成26年4月12日一部改正のうえ即日実施する。
9. 本規約は平成27年4月11日一部改正のうえ即日実施する。
10. 本規約は平成31年4月6日一部改正のうえ令和元年5月1日より実施する。
11. 本規約は令和3年4月10日一部改正のうえ即日実施する。
12. 本規約は令和6年4月20日一部改正のうえ即日実施する。
13. 本規約は令和7年4月19日一部改正のうえ即日実施する。